

「令和6年度剣道中央講習会」官公庁剣道連盟報告会資料

1. 日 時 令和6年4月28日(日) 14:00~17:00 小豆沢体育館第二武道場
第1回 講習会概要
 2. 日 時 令和6年5月25日(土) 13:00~16:30 市ヶ谷厚生棟2F体育館
第2回 日本剣道形、木刀による剣道基本技稽古法・指導法
 3. 日 時 令和6年6月9日(日) 13:00~17:00 小豆沢体育館第二武道場
第3回 審判法(予定)
- 報告者 谷口茂樹教士 (官公庁剣道連盟理事長)

*木刀による剣道基本技稽古法・指導法は、定例稽古会にて実施する。

令和6年度(第59回)剣道中央講習会『報告』

1. 目的

剣道の普及・発展のため、全日本剣道連盟と各都道府県剣道連盟及び全国組織剣道関係団体との意思の疎通を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の中で、指導法・審判法について共通の理解を得ることを目的とする。

2. 日 時 令和6年4月6日(土)~4月7日(日) 2日間
3. 会 場 神戸市中央体育館 (兵庫県神戸市中央区楠町4-1-1)
4. 主 催 公益財団法人全日本剣道連盟 主 管 公益財団法人兵庫県剣道連盟
5. 講 師 中田琇士 範士 松田勇人 範士
濱崎 満 範士 宮坂昌之 教士
香田郡秀 範士 佐藤厚子 教士

6. 受講者 53名(各都道府県各1名 全国組織各1名) 谷口理事長参加

*受講者資格: 剣道教士七段以上、各都道府県剣道連盟及び全国組織剣道団体の運営及び指導的立場にある専務理事・理事長又は各団体が認める同等の責任者 (各団体1名)

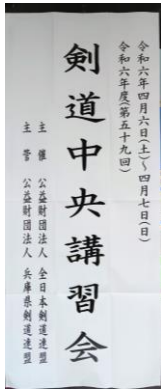
7. 日 程

4月6日(土) 13:30 開講式~17:20

- ① 令和6年度全剣連の事業計画他 中谷行道専務理事
- ② ガイドラインを踏まえた試合・審判の留意点並びに今後の展開 香田郡秀講師
- ③ 木刀による剣道基本技稽古法 濱崎満講師
- ④ 指導法 松田勇人講師
- ⑤ 稽古会の在り方 全講師

4月7日(日) 9:00~13:30 閉講式

- ⑥ 感染症対策並びに剣道の安全性 宮坂昌之教士
- ⑦ 女子委員会(女子委員会活動内容とお願い) 佐藤厚子教士
- ⑧ 日本剣道形 中田琇士講師
- ⑨ 普及委員会「剣道の理念」理解の深化に向けて
- ⑩ 質疑応答 蒔田
- ⑪ 閉 講 式 13:20~



剣道中央講習会々場（神戸市中央体育館）

講 議 模 様

○開講式 13時30分

網代会長挨拶：本講習会は、全日本剣道連盟の決定事項を的確に伝達することを目的とし最も重要な講習会であります。本年は、各都道府県剣道連盟、全国組織団体の代表1名の参加で兵庫県剣道連盟のご協力によって開催できました。新型コロナはまだ終息していません。我々は、コロナに対するすべを付けることができました。全日本剣道連盟は、令和6年度も、ガイドラインをしばらく継続して事業を推進いたします。この講習会で講習生の皆様には、年度の重要な事柄を持ち帰り各団体に確り指導して頂きたい。以上

次に

- ・ 主管兵庫剣道連盟神谷(ミタニ)会長挨拶：年度始め4月6日7日土日に開催となりました。新年早々に起きました能登半島では多くの被害が発生しました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

次に

- ・ 役員、講師及び幹事の紹介がされ開講式が終了した。

【講 議】

[1]令和6年度全剣連の事業計画他（中期計画進捗状況含む）

講師：中谷行道専務理事

令和6年度事業計画抜粋、全日本剣道連盟は、わが国の伝統と文化に培われた剣道の普及・発展を図ると共に、心身の練磨による人づくりと我が国社会の健全な発展に貢献することを目的とする。よって、以下の基本方針並びに重点方策に基づき令和6年度の事業を展開する。

第1. 基本方針

「剣道の理念」に基づき、社会から高く評価される活力ある剣道界のさらなる発展の実現を目指し、国内外各層への剣道普及を図る。

第2. 重点方策

1. 伝統文化としての剣道の正しい普及と発展のために、教育の充実を図る。
2. 中学校武道必修かに伴う剣道の課題を検討して諸施策を立案し、その推進を支援する。
3. 強化・指導・教育を通じて、資質の高い剣道人を育成する。
4. 称号・段級位制度の適正な運用を図る。
5. 試合・審判規則とその細則並びに運営要領を厳正に運用し、剣道の質を高めるために、指導法と連携し、審判による試合の充実と活性化を図る。

6. 国際剣道連盟の活動を支援し、海外を含めた剣道諸団体の健全な育成・強化を図る。
7. 資産の効率的な運用と業務処理の効率化による経費削減に努め、財政基盤の強化を図る。
8. 一般社会の剣道への理解を深めるため、広報並びに文化関係事業の展開に注力する。

第3. 重点事項

本年度は、伝統文化としての剣道の正しい普及と更なる剣道の質の向上を図るため、指導・教育体制を強化し、以下の重点事項を実施する。このほか、主催・共催各大会をはじめ、審査会、講習会、社会体育指導員養成講習会等の充実を図るとともに、諸団体の行う重要な大会及び講習会を後援し、その充実に協力する。

なお、主な大会、審査会、各種講習会等は行事日程表のとおりである。 (添付資料 P3.4)

(抜粋)

○大会は、主催、共済大会は日程表のとおりである。京都演武大会も有観客にする。

- ・国民スポーツ大会剣道大会は、9/28～9/30 佐賀県で開催。また、国際大会・世界選手権大会は7/4～7/7にミラノで開催される。

- ・審査会については、数年に1回開催の北海道、宮城、沖縄、山梨での審査会を復活する。

- ・講習会は、後援講習会の復活

指導者育成中央講習会 10月、3月の2回(八段)、審判法東西研修会(東日本・西日本)6月、女子指導法講習会 7月、2月の2回、

- ・後援大会(山梨剣連70周年記念・全日本女子選抜七段優勝大会、甲府市初)

○倫理に関するガイドライン 令和5年11月2日改正 資料に基づき概略説明がされた。(添付資料)

(抜粋)

- ・居合道金銭授受問題の記述を削除。

- ・処分の実施の記述を追加 なお、このガイドラインに違反する行為が行われたときは、全剣連は、綱紀委員会規則等にしがたい厳正な処分を実施することに留意されたい。

- ・身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等について (参考)補足説明を追加

指導者が稽古に名を借りて暴力をふるってとの訴えが時にある。稽古を騙る(かたる)このような行為は絶対許されないことを指導者は自覚すべきである。

剣道は「子弟同行」という言葉がある。剣道の稽古において、師と弟子が志を同じくして修行すること、剣道修行の望ましい姿とされている「剣道指導要領」より。とすれば、師(指導者)が弟子の人格までも損なうような暴力、暴言は絶対にしてはならない。

○差別・プライバシーについて

(2)性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別を行ってはならない。

LGBT関連記述と補足説明を追加

【参考】

- ・性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。

- ・ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または、程度に係る意識 以上

○コンプライアンスの徹底(全剣連の取り組み)

ガバナンス(適正な組織運営)、コンプライアンス(法令遵守・全剣連規則・ルール含む)

○**剣道人口の減少(暴力、体罰、その他ハラスメントの根絶を行なう必要がある)**

○無くならない不祥事

以 上

令和6年度行事日程表

公益財団法人全日本剣道連盟		開催地	期日	備考	
大会	第22回全日本選抜剣道八段優勝大会	開籠町	4月21日(日)		
	第72回全日本都道府県対抗剣道優勝大会	名古屋市	4月29日(月祝)		
	第120回全日本剣道演武大会	京都市	5月2日(木)～5日(日)		
	第16回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会	千代田区	7月15日(月祝)	○	
	第70回全日本本東武対抗剣道大会	香川県	9月15日(日)		
	第51回全日本居合道大会	京都市	10月13日(日)		
	第59回全日本女子剣道選手権大会	足立区	10月19日(土)		
	第63回全日本剣道選手権大会	千代田区	11月3日(日祝)		
	第72回全日本剣道選手権大会	千代田区	11月3日(日祝)		
	第57回全国教育系大學生剣道大会	千代田区	7月27日(土)～28日(日)		
大会	令和6年度全日本少年少女武道(剣道)績成大会	千代田区	8月5日(火)		
	令和6年度全国高等学校剣道体育大会	千代田区	8月5日(火)		
	第65回全国教職員剣道大会	新潟県	8月11日(日)		
	第71回全国高等学校剣道大会	大分市	8月3日(土)～6日(火)		
	第54回全国中学校剣道大会	新松市	8月18日(日)～20日(火)		
	第72回全国青年剣道大会	足立区	11月9日(土)～10日(日)		
	第47回全国入部少年団剣道交流大会	大分県	昭和39年3月29日(土)～31日(月)		
	第34回全国高等学校剣道選抜大会	春日井市	昭和39年3月26日(水)～28日(金)		
	第78回国民スポーツ大会 剣道大会	佐賀県	9月28日(土)～30日(月)	○	
	大会	第19回世界剣道選手権大会	ミラノ	7月4日(水)～7日(日)	
審判		六段	京都市	4月29日(月祝)	
		七段	〃	4月30日(火)	
		八段	〃	5月1日(水)～2日(木)	
		称号(範士・教士・錬士)	名古屋	5月6日(月休)	
		七段	北海道	5月19日(日)	
		六段	北海道	5月19日(日)	
		七段	名古屋	8月10日(土)～11日(日)	
		七段	宮城県	8月24日(土)	
		六段	福岡県	8月25日(日)	
	七段	福岡県	8月31日(土)		
大会	七段	名古屋	9月1日(日)		
	七段	名古屋	11月9日(土)		
	六段	八王子市	11月10日(日)		
	七段	八王子市	11月14日(水)		
	七段	〃	11月15日(金)		
	七段	千代田区	11月26日(火)		
	八段	福岡県	11月26日(火)～27日(水)		
	七段	福岡県	11月26日(火)		
	六段	神奈川	11月26日(火)		
	七段	山梨県	11月26日(火)		
大会	六段	神奈川	11月26日(火)		
	七段	山梨県	11月26日(火)		
	六段	国際初段～六段	11月26日(火)		
	八段	京都市	5月3日(金祝)		
	称号(範士・教士・錬士)	久留米市	6月28日(金)		
	七段	千代田区	11月26日(火)		
	七段	江戸川区	11月30日(土)		
	七段	〃	12月1日(日)		
	七段	京都市	12月1日(日)		
	八段	京都市	12月1日(日)		
大会	八段	京都市	5月3日(金祝)		
	称号(範士・教士・錬士)	〃	5月3日(金祝)		
	七段	広島県	8月23日(金)		
	七段	千代田区	11月26日(火)		
	八段	千代田区	11月26日(火)		
	七段	〃	11月26日(火)		
	七段	〃	11月26日(火)		
	七段	〃	11月26日(火)		
	七段	〃	11月26日(火)		
	七段	〃	11月26日(火)		

備考 ○は、日ス協・日本スポーツ振興センター・JOC等の補助金事業。

名称	名	称	開催地	期日
講習会	第59回中央講習会		神戸市	4月6日(土)～7日(日)
	第29回女子審判講習会		姫路市	17年1月11日(土)～12日(日)
	第23回女子審判研修会		静岡市	5月18日(土)～19日(日)
	第23回女子審判講習会		つくば市	8月31日(土)～9月1日(日)
	第52回中級剣士講習会		奈良市	6月7日(金)～9日(日)
	第34回剣道八段講習会		日野市	6月21日(金)～23日(日)
	第49回国際剣道指導者講習会		勝浦市	17年3月17日(月)～24日(月)
	第33回剣道指導者育成中央研修会		勝浦市	10月26日(土)～27日(日)
	令和6年度剣道指導者育成中央研修会(東日本)		〃	17年3月15日(土)～16日(日)
	令和6年度剣道指導者育成中央研修会(西日本)		〃	7月20日(土)～21日(日)
	第47回剣道審判法中央研修会		勝浦市	11月30日(土)～12月1日(日)
	第48回剣道審判法中央研修会		〃	17年1月18日(土)～19日(日)
	令和6年度剣道審判法東西研修会(東日本)		山梨・東京都	6月1日(土)～2日(日)
	令和6年度剣道審判法東西研修会(西日本)		奈良市	6月15日(土)～16日(日)
	第16回女子剣道指導者講習会		静岡市	5月25日(土)～26日(日)
	第17回女子剣道指導者講習会		姫路市	17年2月8日(土)～9日(日)
	講習会	剣道研究会		北本市
骨太ブロック講習会(北海道ブロック)			千歳市	10月26日(土)～27日(日)
骨太ブロック講習会(東北ブロック)			11月23日(土)～24日(日)	
骨太ブロック講習会(関東ブロック)			神奈川	10月5日(土)～6日(日)
骨太ブロック講習会(東海ブロック)			大垣市	12月14日(土)～15日(日)
骨太ブロック講習会(北信越ブロック)			石川・金沢市	12月14日(土)～15日(日)
骨太ブロック講習会(近畿ブロック)			兵庫・姫路市	11月30日(土)～12月1日(日)
骨太ブロック講習会(中国ブロック)			山口市	9月22日(土)～23日(日)
骨太ブロック講習会(四国ブロック)			高知市	12月21日(土)～22日(日)
骨太ブロック講習会(九州ブロック)			長崎市	10月5日(土)～6日(日)
幼少女女子講習会			福岡県	10月5日(土)～6日(日)
福岡県			福岡県	10月5日(土)～6日(日)
中国			中国	11月23日(土)～24日(日)
四国			四国	17年3月16日(日)
第150回			[初級専門科目]	
第151回				
第152回				
第153回				
第154回				
第155回				
第156回				
第157回				
第158回				
第159回				
第160回				
第161回				
第162回				
第163回				
第164回				
第165回				
第166回				
第167回				
第168回				
第169回				
第170回				
第171回				
第172回				
第173回				
第174回				
第175回				
第176回				
第177回				
第178回				
第179回				
第180回				
第181回				
第182回				
第183回				
第184回				
第185回				
第186回				
第187回				
第188回				
第189回				
第190回				
第191回				
第192回				
第193回				
第194回				
第195回				
第196回				
第197回				
第198回				
第199回				
第200回				

令和6年度行事日程表
後援大会

大会	開催地	期日
1 令和6年度 全国税関柔剣道大会		
2 第65回 関東実業団剣道大会	千代田区	6月2日(日)
3 第63回 西日本勤労者剣道大会	高知市	6月9日(日)
4 第46回 全日本高齢者武道大会	千代田区	6月3日(月)
5 第58回 全日本女子学生剣道選手権大会	調布市	6月29日(土)～30日(日)
6 第72回 全日本学生剣道選手権大会(個人戦)	札幌市	7月7日(日)
7 令和6年度 東北・北海道対抗剣道大会	福岡市	7月25日(木)～29日(月)
8 第58回 全国道場少年剣道大会	千代田区	7月30日(火)～31日(水)
9 第74回 日光剣道大会	日光市	8月17日(土)～18日(日)
10 第59回 全国高等学校体育大会剣道競技	旭川市	9月7日(土)～8日(日)
11 第19回 全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会	大阪市	9月15日(日)
12 第63回 全国郵政武道大会(剣道)		調整中
13 第48回 全国道場少年剣道選手権大会(男子)	横浜市	10月20日(日)
14 第66回 全日本実業団剣道大会	千代田区	9月16日(月祝)
15 第36回 全日本官公庁剣道大会	足立区	10月12日(土)
16 第72回 全日本学生剣道優勝大会(団体戦)	大阪市	10月14日(月祝)
17 第55回 N T Tグループ全国剣道大会		調整中
18 第39回 全国健康福祉祭剣道交流大会	米子市	10月18日(金)～20日(日)
19 第43回 全日本女子学生剣道優勝大会(団体戦)	春日井市	11月10日(日)
20 第39回 全日本学生居合道大会	京都市	12月8日(日)
21 第69回 全日本なぎなた選手権大会	松山市	12月8日(日)
22 山梨県剣道連盟創立70周年記念 全日本女子選抜剣道七段優勝大会	甲府市	12月15日(日)
23 第18回 全日本学生剣道オープン大会(個人戦)	仙台市	12月14日(土)～15日(日)
24 第50回 全国自衛隊剣道大会	練馬区	R7年2月予定
25 第26回 全日本実業団女子剣道大会・高壮年剣道大会	足立区	R7年3月8日(土)
26 第 回 全日本学生連剣道大会		今年度開催なし。
27 第66回 全国選抜少年剣道大会	水戸市	R7年3月30日(日)
28 第52回 魁星旗争奪全国高校抜剣道大会	秋田市	R7年3月29日(土)～31日(月)
29 第39回 魁星旗争奪全国高校女子剣道大会		
29 第33回 J Rグループ剣道大会	札幌市	11月29日(金)
30 第21回 国土交通大臣杯剣道大会		調整中

※は隔年開催

講習会	名称	開催地	期日	
剣道	1 9 WKC 第3回男子強化合宿	東京	4月10日(水)～13日(土)	
	1 9 WKC 第4回男子強化合宿	大阪	5月9日(水)～12日(日)	
	1 9 WKC 第5回男子強化合宿	愛知	6月13日(水)～16日(日)	
	第1回 男子強化訓練講習会	勝浦	令和7年2月13日(水)～16日(日)	
	1 9 WKC 第3回女子強化合宿	東京	4月12日(金)～15日(月)	
	1 9 WKC 第4回女子強化合宿	京都	5月6日(月)～9日(木)	
	1 9 WKC 第5回女子強化合宿	神奈川	6月14日(金)～17日(月)	
	第1回 女子強化訓練講習会	勝浦	令和7年2月27日(木)～3月2日(日)	
	第51回中央・地区講習会(西)	久留米市	6月29日(土)～30日(日)	
	第51回中央・地区講習会(東)	宮城県	7月20日(土)～21日(日)	
杖道	第36回中央・地区講習会	広島県	8月24日(土)～25日(日)	
	第37回中央・地区講習会	江戸川区	R7年1月25日(土)～26日(日)	
	全国	東京都 原則毎月1回		
合同稽古会	北海道	札幌市4/20(土)、札幌市5/8(土)、旭川市9/21(土)、札幌市10/19(土)、札幌市11/16(土)、札幌市R7年2/15(土)		
	東北	4月岩手県予定、6月宮城県予定、9月福島県予定		
	北信越	福井市4/6(土)、上越市9/8(日)、富山市11月23日(土)		
	東海	名古屋市4/6(土)、名古屋市6/1(土)、名古屋市7/6(土)、名古屋市8/3(土)、名古屋市9/7(土)、名古屋市10/5(土)、名古屋市11/2(土)、名古屋市R7年2/1(土)		
	近畿	京都市 4/6(土)、6/29(土)、8/3(土)、10/5(土)、12/7(土)、R7年2/22(土)		
	中国・四国	広島市4/20(土)、松山市5/22(土)、岡山市7/6(土)、高松市9/7(土)、広島市10/12(土)、徳島県美馬市12/7(土)、岡山市R7年2/1(土)、高知市R7年3/8(土)		
	九州	福岡市5/18(土)、菊池市7/13(土)、福岡市9/7(土)、熊本県菊池市11/2(土) 福岡市R7年1/11(土)、熊本県上益城郡益城町R7年3/8(土)		
	委託事業	開催剣連	名称	会場
		スポーツ庁委託事業 講師(関東協力者養成) 中央 オリエンテーション	名称	会場
	共催講習会	期日	名称	会場
10月11日(金)～13日(日)		全朝日・日本武道連・全学校剣連 全国剣道指導者研修会(東日本ブロック)	長野県立武道館	
	10月15日(金)～17日(日)	全朝日・日本武道連・全学校剣連 全国剣道指導者研修会(西日本ブロック)	CURES(セリーズ) (高知県高知市)	

[2]ガイドラインを踏まえた試合・審判の留意点並びに今後の展開 香田講師

○新型コロナウイルス感染症は収束していない。暫定審判法により剣道が良くなっている。継続。審判規則・細則が変わるものではないが運営の手引きの改正8月ごろ発表予定あり。

○試合者は、面マスクまたはシールドの着用する。

○審判員は、マスクは着用しない。但し控え席でのマスクは個人の判断による。

○令和6年度 審判関係の行事の説明(女子審判研修会、静岡市5月・つくば市8月、女子講習会・姫路市1月)中央研修会(八段)勝浦市 11/30・12/1、1/18・19の2回)、東西研修会、山梨・奈良市6月以上

令和5年4月1日

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法 全日本剣道連盟試合・審判委員会

【趣旨】

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)。
2. 不当な「つば(鏝)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の防止。
 - ・これまでの試合は試合時間の約半分以上が、「つば(鏝)競り合い」に費やされていると言われている。これを改めて、構え合って攻め合う試合展開へ移行する。
 - ・剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方を是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
 - ・「つば(鏝)競り合い」については試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通に理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1. 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
2. 「つば(鏝)競り合い」あるいは相手と接近した場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努力しなければならない。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
3. 「つば(鏝)競り合い」解消に至る時間は「一呼吸(目安としておよそ3秒)」とする。
4. 相互に分かれようとしている途中に技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。分かれようと思わせかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえついたり」「逆交差」をしない。(審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
5. 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
6. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれぬ。
7. 「つば(鏝)競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば(鏝)競り合い」から鏝と鏝で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。
8. マスクの着用について
選手：面マスクまたはシールドを着用する。
審判員：マスクは着用しない。ただし控え席でのマスク着用は個人の判断とする

以上

(注意)

- (1) 境界線間際において、試合者相互がつば競り合いから分かれる場合⇒場外にできるようにすれば止めをかける。
- (2) 反則内容の説明⇒反則内容について、試合者及び観衆にも理解できるようにジェスチャー等も交えながら明確に知らせる。(公正を害する行為等)

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの
暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説

全日本剣道連盟 試合・審判委員会

1 審判法の解釈について

この運用は、「剣道試合・審判規則、細則」の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば(鐙)蹴り合いについて」の文言の具現化が感染症予防に効果が大きいことから、解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

2 質問事項

事項	解説
(1) 境界線間際において試合者相互がつば蹴り合いから分かれる場合の運用	<p>蹴り合いは場外に出る必要はないが、主審は、試合者がつば蹴り合いの解消を目的に出そうになった場合は、ただちに「止め」をかけることが重要である。ただし、試合の運用上、やむを得ず場外に出してしまった場合は、合議の上、その時の状況により判断する。試合者は分かれる際、互いに場外へ出ないよう調整し、意図的に相手を場外に出るよう仕向けてはならない。主審はそれを適切に処置することが肝要である。その他、境界線間際での本運用を悪用するような不当行為は見逃さないこと。</p>
(2) 逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際の運用	<p>竹刀の「開き方」や「下げ方」の程度や頻度による。再三(2～3回程度)繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。</p>
(3) 接近した状況での掛け声	<p>感染症予防の観点から飛沫防止に欠かせない事項である。無意識での掛け声と思われる場合は、主審は試合を中止し「指導」する。指導後も繰り返されるようであれば、合議の上、反則を適用する。</p>
(4) 反則内容の説明	<p>反則内容について説明が必要と思われる場合は「合議」後に、規則第37条を適用し、理由を述べることができるものとする。その場合は試合者及び観客にも理解できるようにジェスチャー等も交えながら明確に知らせる。</p>

(5) つば蹴り合いの解消の際の見極めについて

つば(鐙)蹴り合いの解消に至る時間はおおよそ「一呼吸(※目安としておおよそ3秒)」とし、双方が鐙と鐙で蹴り合う(押し合う)力を利用して一気に下がらる。また、解消の際に一本先取られた試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれるような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。 ※目安の根拠:成人安静時の1分間の呼吸数は約12回から20回とされていることを参考に「一呼吸＝おおよそ3秒」とした。

つば(鐙)蹴り合いの解消の際に審判員が見極める上での留意点は?

(6) 相互に分かれようとしている途中に技を出さない

相互に分かれようとしている途中に技を出した場合の対処方法やその運用の留意点は?	<p>「つば(鐙)蹴り合い」は鐙と鐙が蹴り合って最も緊迫した間合であるので、互いに気を抜かないことが重要である。ただし、「一呼吸(おおよそ3秒)」後、相互に「分かれようとしている途中」に技を出しても有効打突とはしない。明らかに「分かれよう」と見せかけて「技を出した場合は合議の上、反則を適用する。」 「相互に分かれようとしているとき」の技なのか「一呼吸(おおよそ3秒)」以内の引き技なのか微妙な事象が生じた場合は、合議の上、目的と現象を見極めて判断する。なお、「つば(鐙)蹴り合い」からの引き技を出す場合は「一呼吸(おおよそ3秒)」以内とする。</p>
分かれ際の引き技及び一呼吸後の引き技における有効打突の見極めは?	<p>分かれ際の引き技か一呼吸後の引き技かの見極めについては、試合を運営する主審の専決事項であるので、原則として副審は「合議」をかけることはできない。主審の裁量や適格な見極め及び審判員3人の意志の統一や連携が大切である。 ※主審は、一呼吸(おおよそ3秒)後は「止め」を宣告し反則を適用する。若しくは膠着した場合は「分かれ」をかける。「分かれ」をかける場合は正しい「つば(鐙)蹴り合い」を行っている事が前提である。基本的に膠着がみられる場面はごく限られているため「分かれ」の多発にならないようにする。また、安易に両者反則にしない。</p>



平成19年3月14日

剣道試合・審判・運営要領の手引き

- 2 つば(鐙)競り合いについて
- つば(鐙)競り合いは、鐙と鐙とが競り合って互いが最も接近して緊迫した間合である。鐙競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。
- 鐙競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならぬのである。しかし、鐙競り合いが長く続くようであれば、基本的には次の観点から判断する。
- ① 正しい鐙競り合いをしているか。
 - ② 打突の意志が有るか。
 - ③ 分かれる意志が有るか。
- 目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その判断・処置は概ね次のように集約される。
- 一般的に見て異常な行為であれば、不当な鐙競り合いとなる。「一般的に見て異常な行為」という判断は、第1条の目的に帰結することになる。こうしたことに加えて、「時間的な経過」「姿勢」なども踏まえて、総合的に客観的に考察し、さらに合議によって判断・処置する。
 - 終始、拳が相手の竹刀の刃部にかかっているような場合は、明らかに不当な鐙競り合いである。
 - 鐙競り合いから打突に結びつけるための瞬間的な崩しはあるが、長く続けば異常と判断される。
 - 技を出す為に起こした瞬間的な行為や、技につながらざる瞬間的な行為であると判断したならば、問題にはならない。
 - 打突に移る手段としての瞬間的な逆交差であれば問題にしない。
 - 暴力的であったり、意図的なひっかけ(ひっかけ)を目的にすることや、一般的に見て異常な行為であれば、禁止行為に該当する。
 - こうちやく(膠着)の状態を安易に考えないようにする。安易に「分かれ」を宣告すると、試合者は審判員の「分かれ」に頼り、これを利用してしまうことになりかねない。
 - 判定に関する権限は審判員三人が同等であるが、膠着や不当な鐙競り合いに関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決権限の事項である。
- 以上

令和6年度 審判関係行事について

第29回女子審判法講習会	姫路市	R7年1月11日(土)~12日(日)
第28回女子審判研修会	静岡市	5月18日(土)~19日(日)
第29回女子審判研修会	つくば市	8月31日(土)~9月1日(日)
第47回剣道審判法中央研修会	勝浦市	11月30日(土)~12月1日(日)
第48回剣道審判法中央研修会	勝浦市	R7年1月18日(土)~19日(日)
令和6年度剣道審判法東西研修会(東日本)	山梨・笛吹市	6月1日(土)~2日(日)
令和6年度剣道審判法東西研修会(西日本)	奈良市	6月15日(土)~16日(日)

[3] 木刀による剣道基本技稽古法 濱崎講師

(日本剣道形と竹刀剣道との中継ぎ)・指導者は、木刀による基本技稽古法を指導できるようにする。

全日本剣道連盟
指導者育成本部
令和6年4月

令和6年度(第59回)剣道中央講習会
「木刀による剣道基本技稽古法 指導の要点」

1. 木刀の扱い方

(1) 現在は、木刀を日本刀として考えて扱う意識が低いから、「木刀による剣道基本技稽古法」制定の趣旨に則り、正しい木刀の扱い方を身につける。

(2) 木刀の持ち替えは、概ね体の中央で行う。

(3) 帯刀時の柄頭は正中線上に位置する。

(4) 鈎に左手親指を掛ける意味は、「相手に抜かれぬ」「自分が抜きやすい」「鞘走りを防ぐ」などである。この意味から、左手親指の指紋部は鐔のやや内側に掛けことになる。

2. 蹲踞

(1) 蹲踞しながら抜き合わせる。

(2) 蹲踞は右自然体である。

(3) 横手あたりの交差になる。

3. 中段の構え

(1) 足の構えは両足の内側が平行になる。

(2) 目付けは、相手の目を注視しながら全体を見る。

(3) 左拳は、臍前約ひと握りのあたりに納め、左手親指の付け根の関節が臍の高さになる。

(4) 木刀によって正しい握り方を体得する。

4. 間合

(1) 一足一刀の間合

1) 技を起す時は「一足一刀の間合」である。

2) 「一足一刀の間合」とは、一歩出れば打てる距離、一歩引けば相手の打突をかわすことができる距離である。

3) 「一足一刀の間合」には個人差があることを理解する。

(2) 横手あたりの交差

1) 最初の抜き合わせと、技が終了した時点では横手あたりを交差する。

2) 横手あたりの交差は作法として示されたものである。

3) 横手の部位を示して解説してあげると親切である。

5. 打突

(1) 「気剣体一致の打突」と「残心」を修得する。

(2) 「振り上げ→振り下ろし→打突」を一拍子で行う。

(3) 振り上げた際、左手の小指・薬指は緩めない。

(4) 刃筋正しく打突する。

(5) 木刀の物打て打つ。木刀の物打は先端から約10cm程度の箇所である。

(6) 足さばきは「送り足」を原則とし、一方の足に他方の足が伴う。左足を素早く引きつける。

(7) 動作は腰から起こし、重心は平行移動する。

(8) 打突部位を明確に発声する。

6. 残心

打突後は油断することなく相手に正対し、間合いを考慮しながら「中段の構え」となって残心を示させる。残心とは、一般に、打突後油断せず相手の反撃にも対応できる身構え、気構えをいう。

7. 基本9 指導上の留意事項

打ち落とし技「胴(右胴)打ち落とし面」の「掛り手」の動作について

【原本】

「掛り手」は左足からやや左斜め後ろにさばくと同時に、相手の木刀を自分の木刀の刃部の「物打」付近で斜め右下方に打ち落とし、すかさず右足を踏み出して正面を打つ。

【講習会資料】

左足からやや左斜め後ろにさばくと同時に、刃部の「物打」付近で斜め右下方向に打ち落とし、すかさず右足を踏み出して正面を打つ。

※ 指導上の留意事項

「掛り手」は左足からやや左斜め後ろにさばくので、体は斜め右下方向を向く。まっすぐ振りかぶり刃筋正しく刃部で真下(下方)に打ち落とす。



木刀による剣道基本技稽古法の講習会模様

令和6年度(第59回)剣道中央講習会 「指導法」

講習会の目的：剣道の普及・発展のため、全日本剣道連盟と各都道府県剣道連盟および全国組織剣道関係団体との意思の疎通を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、指導法・審判法について共通の理解を得ることを目的とする。

I. 指導法の重点事項

「剣道の理念」をより深く認識し、高い水準の剣道を目指すために「指導法講習会における[重点事項]」を踏まえた指導法の普及を図る。(剣道講習会資料 p9)

II. 指導の内容

- (1) 剣道着・袴および剣道具 (剣道試合・審判規則第4.5条 同細則第3条)
 - ① 剣道着と袴の着装法と留意点
 - ② 剣道具(面・胴・小手・垂)の着装法と留意点
 - ③ 剣道具の外し方、結束法と留意点、剣道着と袴のたたみ方(剣道指導要領pp.11~23)
- (2) 竹刀(竹刀の構造と各部の名称、竹刀の基準、規格等、竹刀の安全確認)
(剣道試合・審判規則第3条 同細則第2条)
 - ① 竹刀
 - ② 日本刀・木刀
 - ③ 竹刀・小手・面の持ち方と置き方、手拭いの置き方 (剣道指導要領pp.24~29)
- (3) 礼法(立礼、座礼、正座、座り方・立ち方) (剣道指導要領pp.30~35)
 - ① 稽古前後の礼法の指導を徹底するとともに、激しい攻防のなかでの礼についての指導。
(礼に始まり、礼をもって行い、礼で終わる精神の啓蒙を図る)
- (4) 基本動作
 - ① 姿勢、② 構えと目付け、③ 構え方と納め方、④ 足さばき、⑤ 素振り、⑥ 掛け声(発声)、⑦ 間合、⑧ 打突の仕方・打たせ方および受け方、⑨ 体当たり、⑩ 鍔ざり合い、⑪ 切り返し、⑫ 残心 (剣道指導要領pp.36~71)
- (5) 応用動作(対人的技能)
 - ① 基本動作から応用動作(対人的技能)への移行 (剣道指導要領p72)
 - ② 「攻め合い」について(三殺法)(剣道指導要領pp.72~73)、氣勢の充実をもって中心

を外さない攻め合いの重視、安易に左拳を中心線から外す防御体勢の厳しい是正。

(講習会資料 p9)

- ③ [しかけ技]: 一本打ちの技、連続技(二・三段の技)、払い技、捲き技、出ばな技、引き技、かつぎ技、片手技、上段技、二刀の構えからの技(剣道指導要領pp.73~113)
- ④ [応じ技]: 抜き技、すり上げ技、返し技、打ち落とし技(剣道指導要領pp.113~147)

(6) 竹刀稽古法 … 剣の理法の修練に基づく気体一致の“見事な一本”の追求

① 剣道具を装着して「木刀による剣道基本技稽古法」を竹刀剣道に発展させる指導。習熟段階を考慮して、構成された技に関連する内容も取り入れた指導を展開する。

(例) 基本2-連続技: 小手一面、小手一胴、小手一面一胴

基本6-すり上げ技: 小手すり上げ面、面すり上げ面 など)

② “見事な一本”を実打する。

③ 呼吸法、気合、打突部位、打突部、刃筋、強度と刃え、体勢(姿勢と勢い)、構え、体さばき、正しい手の内、鎧を意識した竹刀の操作、一足一刃の間合、一拍子の打突、正しい攻防(氣勢、中心を外さない攻め合い、左拳を中心線から外さない)、正しい鍔ざり合い、目付け、打突の機会(虚突、拍子) (剣道講習会資料p8の「指導法講習会における基本的事項」ならびに同p9の「指導法講習会における重点事項」を参照)

(7) 稽古法:

基本稽古(切り返し、約束稽古、打ち込み稽古、掛かり稽古)、互格稽古、引き立て稽古、試合稽古、様々な稽古の仕方や形態(ひとり稽古、見取り稽古、立ち切り稽古、出稽古、武者修行、合宿)、伝統的な稽古法(寒稽古、暑中稽古)

① 各種稽古法を組み合わせた指導。

例: 互格稽古→打ち込み稽古→掛かり稽古→切り返し→互格稽古→打ち込み稽古

→掛かり稽古→切り返し 等

※ 各種稽古法を組み合わせた稽古は、時間配分等を勘案し、一斉指導または元立ちの指示で行う。(剣道指導要領pp.148~152)

(8) 「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法」における指導

- ① 正しい鍔ざり合いから間を切る方法
- ② 一瞬の崩しから技をししかける方法

以上

【5】稽古会の在り方

○稽古法 【剣道指導要領】P148～（参考として記載する）

○意義：稽古とは、「^{いにしえ}古を^{かんが}稽える」先人の教えについて工夫、研究するという事である。

鍛錬、錬磨、修錬、修行の意味もある。したがって、剣道の稽古は、単に技術の上達を図ったり、身体を丈夫にすることはばかりでなく「すべての道に通ずる心理の探求と、人としての在り方を考える」という目的を達成する意味がある。

○基本稽古：剣道の高度で洗練された技術も基本の積み重ねにより発揮される。

①切り返し ②約束稽古 ③打ち込み稽古 ④掛かり稽古

○互角稽古：地稽古・歩合稽古（同じ程度の者同士又は、実力の相違があっても対等の気持ちで行う）

○引き立て稽古：指導者が元に立って下位の者を上達するように行う稽古。

○試合稽古：習得した技を試合において発揮できるように試合形式で行う稽古。

○様々な稽古：一人稽古（基本動作・対人的技能の向上・工夫研究）、見取り稽古（他の人の稽古を見て良いところを学び、自分の稽古を反省・改善に役立てる。他立切稽古、出稽古、合宿、寒稽古、暑中稽古など精神的鍛錬を兼ねた技能の向上を図るものもある。以上

4月7日（日）9：00～

【6】感染症対策並びに剣道の安全性 宮坂講師

○**新型コロナ感染症は、収まりつつあるがおそらくこの社会から暫くの間消えないであろう！**

○新型コロナ感染症の重症化の割合は、大きく減ったが、オミクロン株が流行して以来、感染者が急増しこのため第八波で重傷者・死者は最も多くなった。

・**高齢者、80歳程度の方は、免疫力の低下、持病があるためワクチンの効果が十分に出ず結果として重傷者・死者が多くなる。最近の死者の9割が70歳以上の高齢者です。**

○**子供、若者の新型コロナ感染は、病状は軽いと言われているが実際はかなりの後遺症問題がある。**

○新型コロナ感染は、若い世代から年代の高い方に広がる傾向がある。

○**稽古時には、面マスクまたはシールドの着用を御願います。また、シールドの下部隙間をスポンジ状のもの**
で塞ぐと飛沫飛散の防止に大きな効果を得ることができた。

○飛沫の吸い込みを避けるためには、**通風・換気が重要**です。 以上

面マスクを着用しない場合はシールド着用をお願いします。

全剣連はシールドの飛沫防止能力について、再度科学的調査を実施しました。

シールドは多くの種類が販売されていますが、

全剣連の行った調査によれば、大きな飛沫

(5 μ 以上)については各シールドとも一定の

効果がありました。しかし、小さな飛沫

(0.5 μ 以上)については各シールド間で

飛沫防止能力に差があり、シールドの形状に

よっては、ほとんど防止能力がないもの

もありました。ただし、全剣連の調査では、

シールドの下部の隙間をスポンジ状のもので

塞ぐと、飛沫飛散の防止に大きな効果

を得ることができました。

ぜひ参考にしてください。

飛沫の吸い込みを避けるためには**通風・換気が重要**

(工業用送風機、CO₂モニターを使って換気確認)



女子委員会活動報告

主な活動

1. 幼少年剣道の活性化を目指す女子ブロック講習会を実施する。
 剣道の特性や楽しさを伝えようと共に女性指導者の人材育成を図る。
 (1) 沖縄講習会 令和5年9月23日(土) *要請により実施
 女子講習生 72名参加 *女子講習生対象のみ
 指導法 松田勇人講師(指導者育成本部) 幼少年指導法 女子委員会
 (2) 北海道ブロック講習会 令和5年11月12日(日)
 女子講習生 63名 幼少年経験者137名・初心者32名参加
 アスリート 栄花直輝選手・地白允大選手・小松加奈選手・竹中美帆選手(委員)
 指導法 栄花英幸講師(指導者育成本部) 幼少年指導法 女子委員会
 (3) 北信越ブロック講習会 令和5年12月16日17日(土・日)
 女子講習生 45名 幼少年経験者57名・初心者33名参加
 アスリート 安藤 翔選手(委員)・松崎賢士郎選手・村山千夏選手(委員)
 松本弥月選手(委員)
 指導法 寺地里美講師(指導者育成本部) 幼少年指導法 女子委員会
 (4) 近畿ブロック講習会 令和6年1月27日28日(土・日)
 女子講習生 73名 幼少年経験者97名・初心者17名参加
 アスリート 村上雷多選手(委員)土谷有輝選手・大西ななみ選手・藤崎薫子選手
 指導法 松田勇人講師(指導者育成本部) 幼少年指導法 女子委員会
2. 令和6年度幼少年女子ブロック講習会実施を検討する。
 (1) 中国ブロック講習会 令和6年 6月15日16日(土・日)
 会場 広島県立総合体育館
 (2) 関東ブロック講習会 令和6年11月23日24日(土・日)
 会場 栃木県ユウケイ武道館
 (3) 四国ブロック講習会 令和7年 1月25日26日(土・日)
 会場 高知県民体育館
 (4) 東海ブロック講習会 令和7年 3月16日(日)
 会場 静岡県立武道館
3. 女子代表者による全国リモート連絡会議を実施する。令和6年2月9日(金)
 (1) 各剣道連盟女子の活動状況及び女子剣道普及の課題について
 (2) 幼少年剣道の人口減少に対する対策について
 (3) 部員募集やそれにかかわる広報の工夫について

* 全国都道府県代表者による会議は、本年度で第3回を迎える事ができた。各都道府県剣道連盟のご理解とご協力により、全員参加の充実した会議となった。相互の情報交換及び情報共有に寄与することができた。

4. 女子審判法講習会や女子審判研修会を通して審判技能を高めると共に、各種大会の活性化を図る。

- (1) 女子審判法講習会
 令和6年1月13日・14日(土・日)兵庫県立武道館
- (2) 女子審判研修会
 令和5年5月20日21日(土・日)静岡県剣道連盟武道館(養浩館)
 令和5年7月29日30日(土・日)日本武道館研修センター
 * 試合・審判委員会の指導により講習会が実施された。年々審判技能が向上し安定感もみえてきた。さらにより高度な審判技能養成を図る。

5. 広報活動を通して、女子剣道の発展及び活性化を図る。

- (1) 女性八段審査一次合格者のコメントを剣窓に掲載
- (2) 沖縄県剣道連盟宇良永子副会長の挨拶を剣窓に掲載
- (3) 沖縄県女子講習会について剣窓に掲載
- (4) 九州女子剣道愛好会について剣窓に掲載
- (5) 都道府県女子代表者によるリモート会議について剣窓に掲載

6. 今後の課題と要請について

- (1) 幼少年女子ブロック講習会・9ブロック終了後について検討する。
 ア. 幼少年剣道の活性化を目指すため、9ブロック講習会終了後においても継続の方向で進める。1日での講習会や2日間での講習会実施等は希望制とする。
 イ. 各剣道連盟より要請依頼によって実施することを検討する。
 ウ. 以前同様に各委員会(普及委員会・指導委員会・医科学委員会及びアンチドレーピング委員会・アスリート委員会)等の協力を得て実施する。
- (2) 女子委員会の活性化を図るため、更に全日本剣道連盟ホームページ活用の工夫を検討する。
 (3) 各剣道連盟の女子委員会及びそれぞれに準ずる組織の設立を要請する。
 お陰様でほとんどの剣道連盟において、女子委員会(女性委員会・女子部等)が設立されました。全剣連としては、全連盟での設立を是非お願いしたい。
 女子代表者による全国リモート会議において、幼少年剣道人口減少の対策についての情報交換をしている。活用し実践したいという思いはあるが、女子委員会が設立されていない為、実施できないと言う声が届いている。

令和6年度(第59回)剣道中央講習会 「日本剣道形」

1. 制定の経緯

(1) 日本剣道形制定の経緯 解説書P1、講習会資料P9参照

明治44年(1911)7月、「中学校令施行規則」が一部改正され撃剣が柔術と共に中学校の正科として採用されることになった。そこで、大日本武徳会、文部省、東京高等師範学校の三者が協議し、明治44年12月、剣道形制定の調査委員会を設置した。主査として根岸信五郎、辻 真平、内藤高治、門奈 正、高野佐三郎の5氏が委任され草案を作成した。更に全国を11区分し、20名の調査委員が招聘され、鋭意調査研究の結果、大正元年(1912)10月16日、「大日本帝国剣道形」が制定された。指導上の統一を図ることを目的に、いずれの流派にも属さない、流派統合の象徴として制定したものである。大正6年(1917)9月、所作に関する細部の解釈の違いから不統一が顕著となったため、「加註」が施された。さらに昭和8年(1933)5月、剣道形の更なる普及発展と細部の所作に対する詳解の必要性から「増補加註」及び写真説明(打太刀・高野佐三郎、仕太刀・小川金之助)がなされ、統一の徹底が図られた。

昭和27年(1952)、全日本剣道連盟が結成され、大日本帝国剣道形を「日本剣道形」と改称し、実施することとなった。昭和56年(1981)12月7日に、文書表現や仮名遣いを現代文に改めた「日本剣道形解説書」を作成した。平成元年(1989)に「講習会資料」の作成がはじまり、平成15年(2003)に「剣道講習会資料」第1版が発行され、現在第6版(平成24年発行、同29年一部修正)に至る。

2. 意義

日本剣道形は、長い歴史を持ち、理合・精神面に深い内容を持つまでに発達した伝統文化である。この伝統文化である、剣道形を正しく伝承し、次代に伝えることは大きな意義がある。

3. 修錬の目的

日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である「剣の理法」を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。

4. 重点事項(剣道講習会資料) (4)重点事項(剣道講習会資料p91)

- (1) 立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。
- (2) 正しい刀(木刀)の操作(刃筋、手の内、鎧の使い方、一拍子の打突など)や体さばき。
- (3) 打太刀、仕太刀の関係を理解し、呼吸を合わせ、原則として仕太刀が打太刀より先に動作を起こさないこと。
- (4) 打太刀は間合に接したとき、機を捉えて打突部位を正しく打突し、仕太刀は勝機を逃すことなく打突部で打突部位を正確に打突すること。
- (5) 形の実施中は、目付け、呼吸法、残心などを心得て、気分を緩めることなく終始充実した気迫で行うこと。

5. 日本剣道形の効果

日本剣道形は、先人が英知を傾け、鋭意調査協議を重ねて制定したものであり剣道の基礎的な礼法や技術、そして剣の理法を示したものである。高野佐三郎『剣道』では「斯道の練習法三様あり、第一・形の練習、第二・仕合、第三・打ち込み稽古、是なり」と形修練の重要性を説いている。

剣道形の修練により以下の効果が得られる。

- (1) 礼儀作法や落ち着いた態度が身につく。
- (2) 姿勢が正しく、動作も機敏になる。
- (3) 相手の気持ちや動作を観察する観の目が養われる。
- (4) 技術上の悪癖をなおすことができる。
- (5) 呼吸や正しい太刀筋を会得できる。
- (6) 間合や打突の機会を修得できる。
- (7) 打突が正確になり残心が会得できる。
- (8) 気が錬れて、気迫・気合や発声が充実する。
- (9) 心と技の理合が会得できる。
- (10) 気位が高まり、気品や風格が備わる。

6. 指導上の基本的な留意点

- (1) 『日本剣道形解説書』『講習会資料「日本剣道形」』を熟読させ、剣の理法に基づく剣道形を体得させる。
- (2) 立会の所作、刀の取り扱い(特に小太刀の置き方)を適切に行わせ、刀(木刀)の操作(刃筋・鑄の使い方・手の内)、一拍子の打突及び体さばきを正しく行わせる。
- (3) 五つの構え及び小太刀の形においては、半身の構え、入り身の所作を自得させる。
- (4) 打太刀(師の位)、仕太刀(弟子の位)の関係を理解して呼吸を合わせ、合気となり、終始充実した氣勢、気迫で行わせる。原則として仕太刀が打太刀より先に始動しないようにさせる。
- (5) 太刀の形は、「機を見て」(機とは、心と体と術の変わり際に起こるときの兆しのこと)打つのである。この場合、打太刀が仕太刀に勝つ所を教えているもので、打太刀は仕太刀が十分になったところを見て打たせる。
- (6) 小太刀の形は、「入り身になろうとする」を打つ。「入り身」とは、氣勢を充実して相手の手元に飛び込んでいく状態をいう。「なろうとする」ことから形に表さない。打突の機会を理解させる。
- (7) 目付は原則として、相手の目を見る。「遠山の目付」で行わせる。
- (8) 足さばきは「すり足」で行い、音を立てないようにさせる。一方の足を移動させたときは原則として他方の足を伴って移動させる。
- (9) 仕太刀の打突後の残心は、形に示されている、いないにかかわらず、十分な気位で残心を示すよう注意させる。打太刀は仕太刀の十分な残心を見届けてから、動作を起こすようにさせる。
- (10) 打太刀は一足一刀の間合から技を出し、仕太刀は打突したら物打ちが打突部位に確実に届くよう、気迫をこめて打ち下ろさせる。又、振りかぶった剣先が両拳より下がらないようにさせる。
- (11) 技に応じて、緩急強弱を心得て一拍子で行わせる。
- (12) 呼吸は構えるときに吸気し、前進するときは、丹田に気迫を込め、呼気の勢いで打突(発声)させる。
- (13) 形の実施中は、初めの座礼から終わりの座礼まで、特に構えを解いて後退するときも、気分をゆるめず、終始充実した気迫で行わせる。

7. 共通理解

- (1) 中段の構えの延長とは、棟の鐸元と切っ先を直線で結んだ延長をいう。
- (2) 太刀一本目、打太刀正面打ちを抜かれた剣先の高さは下段程度。
- (3) 太刀四本目、双方切り結ぶ位置は、およそ刀身の中央部、剣先は、正面の高さ。
- (4) 太刀五本目、仕太刀の中段の構えは、一拳前に出し刃先は、やや斜め下。
- (5) 太刀六本目、仕太刀がすり上げ小手を打ったとき、右足を踏み出し左足を引き付けるを原則とするが、間合いによって引き付けなくても、踏み出したと解釈する。
- (6) 太刀七本目、仕太刀がすれ違いながら胴を打つときの方法。
 - ① 右足を右前に開いたとき刀を左肩上に振り上げ、左足を踏み出すと同時に胴を打つ。
 - ② 右足を開いても(体は移動させない)刀を振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上げ振り下ろし、一拍子で打つ。(修練者の錬度に応じて指導する)
- (7) 小太刀半身の構えの刃先の方向
 - ① 中段半身の構えは、刃先をやや斜め下に向ける。
 - ② 下段半身の構えの刃先は、真下とする。

8. まとめ

- (1) 日本剣道形解説書、講習会資料(日本剣道形)を熟読・精通する。
- (2) 日本剣道形の修練を通じて、剣道の原点である剣の理法を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。
- (3) 我が国の伝統文化として次代に正しく伝承しなければならない。その為に、平素から日本剣道形の修練に努める必要がある。

剣道形講義の様様



講習会資料 P3 から

○剣道の理念 剣の理法の修練による人間形成の道である

○剣道修練の心構え

剣道を正しく真剣に学び 心身を錬磨して旺盛なる気力を養い

剣道の特性を通じて礼節をとうとび 信義を重んじ誠を尽くし

常に自己の修養に努めよって国家社会を愛して広く人類の平和繁栄に

広く人類の平和繁栄に寄与せんとするものである

昭和50年3月20日制定 全日本剣道連盟

<p>R6 年度剣道中央講習会 R6/4/7 「剣道の理念」理解の深化に向けて（普及委員会 資料）差替え版</p>	<p>1. 「剣の理法説明版」とは何か？</p> <p style="text-align: center;">《本文》</p> <p>『「剣の理法」とは、気剣体一致した打突を生み出すために心法・刀法・身法を一体として はたらかせる理になつた方法のことである。』</p> <p style="text-align: center;">《補足》</p> <p>「気剣体一致した打突は、心法（心のはたらき）と刀法（刃筋・物打・鎗などが機能する 刀・木刀・竹刀の適正な操作）と身法（体勢・体さばきなどの身体の運用）とが一体とな っているものである」</p>
	<p>2. 「剣の理法説明版」作成の背景</p>
	<p>3. 「剣の理法説明版」の内容</p>
	<p>4. 「剣の理法説明版」の活用を含めた今後の展開</p>
	<p>5. 「指導等に係わるポイント」</p> <p>◆「【剣の理法】の説明版」は「剣の理法」についての全剣連の見解を明確に示すものである。</p> <p>①「剣の理法」を定義した。</p> <p>②主な対象層は 4 段—5 段クラスの若手指導者としている。（全剣道人を対象としつつ）</p> <p>◆<u>指導は指導者の裁量に任せる</u></p> <p>①具体的な指導については、指導者の経験・修練・知識などをもとに、指導者の裁量に 任せる。（指導者の指導法を尊重する）</p> <p>②指導者は、特に《補足》に示されている心法・刀法・身法それぞれの（ ）内の用語 ・内容を、受講者のレベルに適切な用語に置き換えて説明することが大切であり、このこと は指導上極めて重要である。</p> <p>③本資料が正しい指導の手掛かりとして広く利用されることを切に願う。</p>

剣道の理念の深化に向けて 「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」 普及委員会

○剣の理法とは、気剣体一致した打突を生み出すための 心法（心の働き）、刀法（刃筋、物打ち、鎗などが機能する刀・木刀・竹刀の適正な操作）、身法（体勢・体捌きなどの身体の運用）とが一体となっているもの。

○若い層にも理解されるように剣の理法を全剣連の見解を明確に示す。

○指導は、指導者の裁量に任せる。 以上

○閉会式 13：30

閉会式 修了証授与